

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	6-1
処分の種類	排出事業者又は産業廃棄物処理業者等に対する改善命令			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第7条			
処分の概要	排出事業者又は産業廃棄物処理業者等に対し、期限を定めて、当該産業廃棄物の処理等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>◎条例第7条(改善命令) 前条の基準に適合しない産業廃棄物の処理等が行われたときは、知事は、当該処理等を行った排出事業者又は産業廃棄物処理業者等に対し、期限を定めて、当該産業廃棄物の処理等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>◎条例第6条(産業廃棄物の処理等に関する基準) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理及びこれに付随する行為(以下この条及び次条において「処理等」という。)を行うときは、規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準に従わなければならない。</p> <p>◎条例施行規則第2条(産業廃棄物の処理等に関する基準) 条例第6条の規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準は、次のとおりとする。 (1)地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管するときは、次によること。 ア 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。 イ 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。 (2)産業廃棄物を保管するときは、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>			
基準の根拠	—			